

健感発0816第1号
平成25年8月16日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を
改正する件の公布について

「厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件」が、厚生労働省告示第271号及び272号をもって公布され、公布日から適用されたところです。

今回の改正の趣旨等は下記のとおりですので、ご了知の上、関係者に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏ないようにお願いします。

記

1 改正の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）第56条の24及び第56条の25において、三種病原体等及び四種病原体等の所持に当たって遵守すべき施設の基準及び保管の基準（以下「施設基準等」という。）が規定されている。

病原体等によっては、その株等により病原性が異なることを踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「規則」という。）第31条の30第3項及び第4項並びに第31条の34第4項の規定に基づき、当該病原体の株等を「厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等（平成19年厚生労働省告示第202号）」に規定することで、施設基準等の一部適用除外が認められている。

今般、ヒトへの病原性が弱められ、WHO（世界保健機関）がワクチン製造用株の候補としてBSL（バイオセーフティレベル。病原体等を取り扱う実験室・施設のWHOの格付けであり、BSL4が最高度安全実験施設）2相当の施設で扱えることとしたため、規則第31条の30第3項及び第4項並びに第31条の34第4項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等に、新たに、以下の病原体を追加する。

(1) インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH7N9であるものに限る。）

- ・ A/Anhui/1/2013 (H7N9) (NIBRG-268)
- ・ A/Shanghai/2/2013 (H7N9) (NIBRG-267)

(2) インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH7N9であるものに限る。）

- ・ A/Anhui/1/2013 (H7N9) (NIIDRG-10.1)

2 適用期日

1の(1)については、平成25年8月9日から、1の(2)については、平成25年8月16日から適用する。